

平成 29 年度ながさき旅ネットを活用した戦略的WEBプロモーション 及びPDCAサイクル構築業務プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1. 業務の目的

観光ホームページ「ながさき旅ネット」を機軸に、WEBの強みである特定の「面」及び特定の「人」に絞った効果的なWEBプロモーションを行い、ターゲットとニーズを合致させることで、本県に対する旅行意欲の向上及び誘客促進を図る。また、実施した施策に対しては、効果検証を実施するなどPDCAサイクルを回し、効果的、継続的なマーケティング活動を行うことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の内容

別添「平成 29 年度ながさき旅ネットを活用した戦略的WEBプロモーション及びPDCAサイクル構築業務仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

(3) 予算額

10,800,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 参加資格

(1) 本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑩の全ての要件をみたしている業者とする。

① 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。

② 過去に、本事業に類似・関連する業務を実施した実績を有していること。

③ 観光事業に関するWEBプロモーションの実績があること

※実績のない場合は、実績がある事業者との共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、長崎県観光連盟との契約の当事者は当該代表者とする。

④ 観光事業に関連するWEBサイトの制作、もしくは運用・管理実績があること

⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑥ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

⑦ 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

⑧ 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑩ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

4. プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

①実施要領等の公開	平成 29 年 6 月 9 日 (金)
②説明会の開催	平成 29 年 6 月 13 日 (火) 13:30~
③質問書の提出期限	平成 29 年 6 月 16 日 (金)
④質問に対する回答	平成 29 年 6 月 19 日 (月)
⑤参加表明書の提出期限	平成 29 年 6 月 22 日 (木) 15 時必着
⑥企画提案書の受付期限	平成 29 年 7 月 4 日 (火) 15 時必着
⑦審査会 (プレゼンテーション)	平成 29 年 7 月 7 日 (金)

(2) お問い合わせ先・提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 情報推進部 岩崎 恵
住 所：〒850-0035 長崎市元船町 14-10 橋本商会ビル 8 階
電 話：095-826-9407
F A X：095-824-3087
電子メール：iwasaki@ngs-kenkanren.com

(3) 説明会の開催

- ①日 時：平成 29 年 6 月 13 日 (火) 13 時 30 分から
- ②場 所：長崎市元船町 1 4 - 1 0 橋本商会ビル 8 階会議室
- ③その他：プロポーザルへ参加を希望する者は原則としてこの説明会に出席すること。
 - ・説明会参加申込書 (様式 1) に必要事項を記入の上、FAX または E-mail にて提出
 - 説明会参加申込書提出期限：平成 29 年 6 月 12 日 (月) 15 時必着
 - ・説明会への出席者は 1 事業者あたり 2 名までとする。

(4) 企画提案書作成等に関する質問の受付

①提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書 (様式 2) により FAX または E-mail により受け付けます。
- ・送付先は (2) の担当窓口のとおり。
- ・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して説明会参加者に通知します。

③その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(5) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、平成 29 年 6 月 29 日 (木) 15 時までに辞退届 (様式任意) を提出してください。

①提出する書類

- ア. プロポーザル参加表明書 (様式 3)
- イ. 実績一覧表 (様式 4)

②提出方法及び提出先

(2) の担当窓口あてに FAX または E-mail にて提出すること。

(原本は企画提案書提出時に提出で可)

③提出期限

平成 29 年 6 月 22 日(木) 15 時必着

(6) 企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は仕様書を熟読のうえ、次のとおり作成ください。

①企画提案書

企画提案書は、原則として A 3 サイズ横、横書き、左綴じとし、以下の内容を記載すること。枚数に制限はありませんがカラー印刷としてください。

ア. 観光ホームページ「ながさき旅ネット」を機軸とした効果的な P D C A サイクルの在り方についてのレポート

イ. 今回のプロモーションを訴求する想定ターゲット像(仕様書に記載)にふさわしいランディングページの構成案及び、より旅行意欲の高い人を呼び込むためのプロモーション手法の提案

- ・ながさき旅ネットに掲載しているモデルコースより、想定ターゲット像に合うものを各 3 コースずつ(計 6 コース)選定し、コースごとに思わずページを見たくなるような「キャッチコピー」を提案すること。

※ながさき旅ネットモデルコース <https://www.nagasaki-tabinet.com/course/>

- ・各想定ターゲット像にあわせて必ず一つ、離島(壱岐・対馬・五島列島)のモデルコースを選定すること。(上記提案 6 コースのうち 2 コースについて離島コースを選定)

- ・上記で選出したモデルコース(各 3 コース)を各想定ターゲット像に訴求し、なおかつ資料請求ボタンの位置や文言など、閲覧者が思わずクリックしたくなる導線が考えられたランディングページ案(計 2 案)

ウ. 各想定ターゲット像に最も効果的と考えられる WEB プロモーションの手法と考え方

- ・上記提案の根拠となる市場動向やニーズなどのマーケティング資料

- ・ランディングページへの目標誘導数及び、実際に旅行に行きたくなった行動と想定されるコンバージョンページ(資料請求、旅の予約、アンケート)への目標誘導数

エ. Youtuber、Instagramer などのインフルエンサーを活用したプロモーションの提案

- ・チャンネル登録者数、動画再生回数、フォロワー数などの指標を示すこと

オ. 上記ウ・エのプロモーションについては、ながさき旅ネットにおける効果的な P D C A サイクルの在り方にふさわしい、予算配分を提案すること。

カ. 提案書の表紙には、宛名「(一社)長崎県観光連盟会長」、タイトル「平成 29 年度ながさき旅ネットを活用した戦略的 WEB プロモーション及び P D C A サイクル構築業務企画提案書」、提出年月日、会社名を記載してください。

②企画提案書は 1 者 1 提案のみとします。

③企画提案書の提出部数は、5 部とします。

④見積書(様式任意)1 部

ア. 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ. 当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる

経費は全て計上すること。

ウ. 宛名は一般社団法人長崎県観光連盟 会長 宮脇雅俊とする。

⑤業務の実施体制に関する資料（企画提案書に含めること）

本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。また、全体責任者及び各業務の責任者については、年齢、役職を併せて記載すること

⑥企業等の概要（様式任意）1部

既存のパンフレット等でも可。

(7) 企画提案書の提出

①提出期限 平成29年7月4日（火）15時まで（必着）

②提出方法 持参又は郵送とする。あわせて企画提案書のデータを格納した電子媒体を一部提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提出先 上記4（2）の担当窓口

④提出物 企画提案書 5部
見積書 1部

プロポーザル参加表明書（原本）※FAX または E-mail にて提出の場合のみ

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

②実施要領に反すると認められる場合。

③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

5. その他

①企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。

④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容を同意したものとみなします。

⑥プロポーザル参加により、一般社団法人長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

⑧委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

6. 著作権

①参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で一般社団法人長崎県観光連盟に帰属するものとします。

②企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となってい

る内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。

- ③委託業務における製作物の著作権は、一般社団法人長崎県観光連盟に帰属するものとします。委託契約期間終了後、一般社団法人長崎県観光連盟が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。

7. 受託候補者の選定

(1) 審査方法

- ①企画提案書は、一般社団法人長崎県観光連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を受託候補者に選定します。
- ②審査は、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。

(2) プレゼンテーション審査

- ①日 時：平成29年7月7日（金）

※時間については参加者の応募状況によって後日お知らせします。

- ②場 所：長崎市元船町14-10 橋本商会ビル5階会議室

- ③その他 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知する。

- ・スクリーン及びプロジェクターはこちらで準備します。
- ・プレゼンテーションでの説明時間は1者あたり30分以内とする。
- ・プレゼンテーションへの参加者は1者あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションへの参加、企画提案に要する費用は参加者負担する。
- ・見積金額が予算限度額を超えている場合は、審査の対象外とする。

(3) 審査基準

審査は、提案された企画内容、デザイン等に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この価格審査及び技術審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

総合評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、審査委員会で協議し、受託候補者を決定する。

①技術審査

○PDCAの在り方についてのレポート	20点
○ランディングページ最適化の提案	30点
○WEBプロモーションの手法評価	30点
○Youtuber、Instagramerなどのインフルエンサーの活用案	10点
○実務体制の適格性評価	10点
技術審査 合計	100点

②価格審査

○価格審査は50点満点とし、次の算式により算出する

$$\text{価格点} = 50 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.08 \div \text{予算額})$$

上記式により数値を算出し、小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）

(4)選定結果は、速やかに文書で通知する。

8. 契約について

- (1) 上記7の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行います。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、一般社団法人長崎県観光連盟と受託候補者で協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、一般社団法人長崎県観光連盟と協議して決定する。

9. 附則

この要領は、平成29年6月9日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。